

『職員研修制度に関する調査報告』

東京市政調査会 [編]

1947年 / A5判 / 96頁 / 図書番号 0A-0744

東京における職員研修の始まりは東京市長後藤新平の発意により 1921（大正 10）年 9 月に創設された東京市吏員講習所である。講習生は東京市役所在職者だけでなく広く一般からも募集された。講習は事務科第一部・第二部、技術科、別科の 4 科が設けられ、成績優秀者には、吏員には抜擢昇進や昇給、雇員には市事務員などへの任用、外部からの入所者には学資金の支給や講習修了後の市・区役所への採用の道が講じられていた。

この講習所は、関東大震災後の復興事業の急迫化などにより 1926（大正 15）年 3 月に廃止され、制度化された職員教育はしばらく途絶えていたが、1934（昭和 9）年以降には散発的な職員講習会が開催され、ついで 1940（昭和 15）年 11 月に東京市吏員講習所が再建された。その組織は以前の講習所に準じていたが、講習対象者は職員に限定され、考查に合格した講習修了者はこれを履歴として記載した。

第 2 次世界大戦後、東京都職員に対する管理方針として職員教育などが取り上げられ、東京都福利課主催の講習（1946 [昭和 21] 年 3 月）を皮切りに、様々な講習・講座が開催された。

東京都臨時調査部は、これらの事業と並行して都政総合調査を計画し、東京市政調査会に委託した。調査会は、調査項目中の職員研修制度についてその早期実施の必要を考え、他の調査項目に先駆けて調査し、報告したものが本書である。

本書は職員研修制度の必要性について、行政分野における人事管理は極めて重要な問題であり、組織的な研修制度はその中心を成すにもかかわらず、地方行政、都市行政の分野において未だ恒久的な研修制度が確立されていないことは遺憾だとする。そして、東京都の行政の量は極めて膨大かつ複雑多岐であり、日常生活に直接関連する行政事務の処理はあくまで都民全体の意思に即した民主的なあり方でなければならないなどとして、職員研修所の設置を求めている。

次に「東京都職員研修制度設置要綱」において、研修の目的は時勢の推移に順応し、公儀精神に徹する有能な都吏員を育成することであり、研修方針は実質的な研修内容を合理的かつ能率的な方法で教育することを目指す。研修の対象別編成は、第 1 部（新規採用者に対する研修）、第 2 部（三級吏員となった者に対する研修）、第 3 部（二級吏員候補者に対する研修）、第 4 部（1 年以上の経験を有する三級吏員などに対する研修）、研究部（二級吏員に対する研修と、特定のテーマによる研究）の 5 部を置く。研修期間中は原則として完全に勤務を離れて研修に専念させ、研修の履歴は履歴記載事項とする。研修所の教育指導、運営等の公正適切を期するために、局部長などで構成される研修委員会を設け、所長の諮問機関とする。また将来の構想として、研修のための独自の施設を設けることや夜間大学の設置、将来職階制が採用された場合にはそれに適応した研修を実施することなどを挙げている。

本要綱に基づき都職員研修所設置案が作成され、都業務協議会において検討されたが、一時保留となった。その後、1949（昭和 24）年 11 月に「東京都職員研修所規則」が定められ、東京都立大学内に東京都職員研修所が設置された。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）